四十三　国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。
四十四　独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。
四十五　第二十八号から前号までに掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第三条第二項を次のように改める。

2　環境保健部は、前項第二十六号に掲げる事務（第四十八条第二項第二号に掲げる事務に関するものに限る。）、前項第二十八号及び第二十九号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、同項第三十三号、第三十五号、第三十八号及び第三十九号に掲げる事務並びに同項第四十五号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。

第四条を削る。

第五条第四号中「総合環境政策局」を「大臣官房」に改め、同条第十一号中「特定有害廃棄物等」の下に「（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等をいう。第七条第三号及び第四十三条第一号において同じ。）」を加え、「規制に関すること」の下に「（貿易管理に関するものを除く。第七条第三号及び第四十三条第一号において同じ。）」を加え、同条を第四条とする。

第六条第一号及び第二号中「大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行う」を「発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属する」に改め、同条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同条第十一号中「大臣官房」を「環境再生・資源循環局」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十二号中「大臣官房」を「環境再生・資源循環局」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第十三号を第十一号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十七号中「大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、第四条第一項第六号、第七号及び第十一号に掲げる事務並びに」を「第三条第一項第三十三号、第三十四号及び第三十八号に掲げる事務」に改め、「防止のために行うもの」の下に「並びに環境再生・資源循環局の所掌に属するもの」を加え、同号を同条第十五号とし、同条を第五条とする。

第七条第六号中「第三十九条第五号及び第四十条第二号」を「第三十六条第五号及び第三十七条第二号」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（環境再生・資源循環局の所掌事務）

第七条　環境再生・資源循環局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。第四十二条第四号及び第四十四条第六号において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処（以下「原子力災害からの環境の再生」という。）並びに資源の再利用の促進並びに廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第二十一条第一号、第四十二条第四号及び第四十四条第六号を除き、以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。以下同じ。）並びに清掃（ねずみ、蚊、はえその他の動物であって人の健康又は生活環境を害するおそれのあるものの駆除を含む。第四号及び第四十二条第三号において同じ。）（次号並びに第四十一条第二号及び第三号において「資源の循環利用等」という。）に係るものに限る。）。

二　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（原子力災害からの環境の再生及び資源の循環利用等に係るものに限る。）。

三　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること。

四　廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関すること。

五　原子力災害からの環境の再生に関すること。

六　環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

七　環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

八　下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の施行に関すること。

第八条を次のように改める。

（総合環境政策統括官の職務）

第八条　総合環境政策統括官は、環境省の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な環境省の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

第十一条を削る。

第十条第一項中「六人」の下に「（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、第二章第二節中同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（次長）

第十条　環境再生・資源循環局に、次長一人を置く。

2　次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

第十二条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第一項中「廃棄物・リサイクル対策部」を「環境保健部」に、「三課」を「七課」に、「会計課」を

「会計課
総合政策課
環境計画課
環境経済課
環境影響評価課」

に改め、同条第二項中「廃棄物・リサイクル対策部」を「環境保健部」に、「三課」を「二課及び参事官一人」に、「企画課
廃棄物対策課
産業廃棄物課」を「環境保健企画管理課」に改める。

第十四条第五号中「こと」の下に「（総合政策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を削り、第十六号を第十三号とする。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

（総合政策課の所掌事務）

第十六条　総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること（環境省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に係るものに限る。）。

二　環境省の行政の考査に関すること。

三　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

四　環境調査研修所の業務に関すること（環境保健部の所掌に属するものを除く。）。